

長野管理事務所 簡易 LED 情報板レンタル契約

仕 様 書

令和 6年 8月

東日本高速道路株式会社 関東支社

長野管理事務所

1 適用

本仕様書は、東日本高速道路株式会社 関東支社 長野管理事務所（以下「発注者」という。）が発注する「長野管理事務所 簡易 LED 情報板レンタル契約」に適用する。

2 調達概要

2-1 件名

長野管理事務所 簡易 LED 情報板レンタル契約

2-2 調達内容及び数量

簡易 LED 情報板 8 台

2-3 納入場所

受注者は、簡易 LED 情報板を使用できる状態に調整したのち、発注者と納入日時等を調整の上、下表の納入場所に運搬するものとする。

納入場所	数量	レンタル期間	備考
ネクスコ・メンテナンス関東 長野事業所 作業ヤード (長野 I C 内)	8 台	令和 6 年 11 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日	

2-4 契約期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 5 月 31 日

3 物件の納入期限

契約締結日の翌日から令和 6 年 10 月 31 日までに物件を納入すること。

上記納入期限によりがたい場合には、発注者と受注者で協議し、定めるものとする。

4 納入検査及び引渡し

受注者は、物件を調達し納入期限までに納入するとともに納品書（様式第 1 号）及び別添写真を提出し、発注者の納入検査を受けなければならない。

5 支払手続き

レンタル料の支払方法は、受注者が指定する金融機関の口座への振込による。

また、発注者が受注者の指定する金融機関の口座へのレンタル料の振込手続きを完了した時をもってレンタル料の支払が完了したものとする。

なお、受注者が指定する金融機関の口座は、日本国内の銀行の本支店とし、銀行振込にかかる手数料等は発注者の負担とする。

6 秘密保持

6-1 目的

本契約を遂行するため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

6-2 定義

秘密保持に関する用語の定義は、次の各項目に定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、本契約で知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正令和 2 年 6 月 12 日法律第 44 号）第 2 条第 1 項に規定されたものをいう。
- (3) 「秘密情報」及び「個人情報」は、文書・図画・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

6-3 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を調査等の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

6-4 目的外の使用

本契約のために提供された秘密情報及び個人情報を本契約以外に使用してはならない。

6-5 取得の制限

受注者は、本契約の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

6-6 適切な管理

- (1) 本契約の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏洩、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、本契約の実施に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、(1)の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 発注者が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示する。

6-7 利用者の制限

受注者は、本契約の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、調査等の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

6-8 資料の持出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

6-9 複写または複製の禁止

受注者は、本契約を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

6-10 守秘義務

本契約の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報。
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報。
- (3) 当該調査等と無関係に、当事者が知っていた情報。
- (4) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報。
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報。

6-11 契約期間完了後の取扱い

本契約の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、発注者の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

6-12 第三者への委任等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報または個人情報の処理に係る当該契約の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。

なお、発注者の承諾を得て当該契約の一部を第三者に委任または請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報または個人情報に係る秘密保持について、本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

6-13 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報または個人情報の管理状況の調査を目的とした調査を行うことができる。

受注者は、発注者から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに発注者に必要事項を報告しなければならない。

6-14 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告し、その対応について協議するものとする。

なお、発注者は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

6-15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、その損害について賠償の責を負うものとする。

7 単価項目に関する事項

7-1 簡易 LED 情報板納入

簡易 LED 情報板納入とは簡易 LED 情報板の納入時の運搬をいう。なお、本項目には、2-3. 納入場所（以下、「納入場所」という）への運搬、機器の納入場所における積下等の簡易 LED 情報板の納入時の運搬に関連する費用の全てを含むものとする。

7-2 管理 LED 情報板搬出

簡易 LED 情報板搬出とは簡易 LED 情報板の搬出時の運搬をいう。なお、本項目には機器の納入場所における積込み、納入場所からの搬出等の簡易 LED 情報板の搬出時の運搬に関連する費用の全てを含むものとする。

7-3 簡易 LED 情報板レンタル

(1) 定義

簡易 LED 情報板レンタルとは、簡易 LED 情報板の各月のレンタル料をいう。なお、簡易 LED 情報板の使用時における機器への電力供給は発注者で行うものとし、関連する単価項目には含まないものとする。

また、現地条件等によりレンタル内容に変更が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。

(2) 規格等

機器等の規格等は下表と同等以上とする。

仕様	規格等	備考
簡易情報板	(画面サイズ) 縦 1,400mm×横 700mm 以上 (駆動電源) フルソーラー (100V 電源でも使用可能) (表示色) フルカラーまたは赤:32 階調/緑:32 階調と同等以上	
システム	(操作方法) パソコンからの遠隔操作が可能 (パソコンの仕様等) 使用するパソコンは発注者より貸与するものとし、OS は Windows10	

(3) 種別

簡易 LED 情報板レンタルの種別は以下のとおりとする。

内訳書の項目	レンタル期間	備考
簡易 LED 情報板レンタル (11 月)	令和 6 年 11 月 1 日～ 令和 6 年 11 月 30 日 (30 日間)	
簡易 LED 情報板レンタル (12 月)	令和 6 年 12 月 1 日～ 令和 6 年 12 月 31 日 (31 日間)	
簡易 LED 情報板レンタル (1 月)	令和 7 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 1 月 31 日 (31 日間)	
簡易 LED 情報板レンタル (2 月)	令和 7 年 2 月 1 日～ 令和 7 年 2 月 28 日 (28 日間)	
簡易 LED 情報板レンタル (3 月)	令和 7 年 3 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 (31 日間)	
簡易 LED 情報板レンタル (4 月)	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 4 月 30 日 (30 日間)	

(4) 支払

簡易 LED 情報板レンタルの支払いは、前項の規定に従い、1 台あたりの契約単価で行うものとする。本項目には、設計図書及び監督員の指示に従って行う事象表示登録、システム使用料、通信環境・通信状態・表示色・文字サイズ等の試験調整、契約書 8 条に記載されている保守料金等の簡易 LED 情報板のレンタルに関連する費用の全てを含むものとする。

8 その他

- (1) 受注者の責によらない損傷、故障等があった場合の補修、修理等を追加する場合がある。
- (2) 簡易 LED 情報板のレンタル台数を変更する場合がある。
- (3) その他、本仕様書の記載のない事項については、発注者と受注者で協議し、定めるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
長野管理事務所長 殿

住 所
会社等名
代表者 代表 印

納 品 書

(件名) 長野管理事務所 簡易 LED 情報板レンタル契約

納品を別紙のとおり完了したので、届けます。

以 上